

## 4 保全等に配慮すべき地域又は対象

### 4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、表 4-1 に示すようにランク分けを行い整理した。

表4-1 環境保全等に配慮すべき地域又は対象のランク分けの概要

ランク	概要
A ランク	特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象
B ランク	本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象
C ランク	本事業の立地にあたって留意する地域または対象

#### A：特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2 に示すとおりである。

表4-2 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(自然との触れ合い性)		
A-①	天然記念物 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	我が国にとって学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している動物、植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財・登録文化財 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している天然記念物、史跡、名勝、及び建造物《有形文化財》であることから、事業の立地を回避する必要がある。

## B:本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-3 に示すとおりである。

表4-3 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」 (明治 30 年 法律第 29 号)	治水のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」 (昭和 33 年 法律第 30 号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-④	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊・土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然環境の保全性)		
B-⑤	鳥獣保護区の特別保護地区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 法律第 88 号)	鳥獣保護区内でも特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を有する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑥	風致地区 「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和 48 年 法律第 72 号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	県立自然公園区域 「県立自然公園条例」(昭和 34 年 宮城県条例 20 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	
B-⑩	緑地環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和 47 年 宮城県条例第 25 号)	
B-⑪	特別環境保全区域・第一種環境保全区域・第二種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」	広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑫	水質保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」 (昭和 49 年 仙台市条例第 39 号)	
B-⑬	保存緑地、保存樹木、保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成 18 年 仙台市条例第 47 号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地、及び地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑭	理蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
B-⑮	騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域)「環境基本法」(平成 5 年 法律 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

## C:本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-4に示すとおりである。

表4-4 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	災害の危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所） 「土砂災害危険箇所図公表システム」 (平成30年9月 宮城県)	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れがある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-②	注目すべき地形・地質 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」	学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	自然性の高い植生 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	植物生育地として重要な地域 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成29年3月仙台市)	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	宮城県レッドデータブックにおける調査群落 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」(平成28年3月宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	動物生息地として重要な地域 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成29年3月仙台市)	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年法律第88号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑧	自然的景観資源 「杜の都わがまち緑の名所100選」(平成30年10月仙台市) <a href="http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html">http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html</a> 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月仙台市) 「みやぎ観光 NAVi!!」(平成30年10月宮城県) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/">https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/</a>	景観保全上重要な地形・地質、自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	歴史的景観資源 「杜の都わがまち緑の名所100選」(平成30年10月仙台市) <a href="http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html">http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html</a> 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月仙台市) 「みやぎ観光 NAVi!!」(平成30年10月宮城県) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/">https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/</a>	景観保全上重要な文化的建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月仙台市) 「自然公園等区域開覧サービス」(宮城県) <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html</a>	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
(生活の環境性)		
C-⑪	騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 「環境基本法」(平成5年法律第91号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑫	河川・湖沼 「宮城県河川・海岸図(平成29年4月)」(宮城県) 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成28年3月仙台市)	地域の動植物の生息・生育地として、また、用水等の生活資源としての河川・湖沼であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑬	水源地 「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」 (平成20年3月宮城県)	農業用水等の生活資源としての水源地であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑭	湧水 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成28年3月仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

#### 4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-6 (1)～(8)及び図 4-1～図 4-3 に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性(大規模建築物の建設)を考慮し、これらへの影響の有無について表 4-5 のとおり区分した。

表4-5 配慮区分

配慮区分	区分される地域又は対象
○	計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
△	計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
×	計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域、又は対象(選定しない)

表4-6 (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A-① 天然記念物 (表 3-28 参照)		
13 苦竹のイチョウ	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
14 朝鮮ウメ	×	
15 青葉山	×	
16 東昌寺のマルミガヤ	×	
39 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
40 仙台城二の丸跡南西境の杉並木 (部分)	×	
41 子平町の藤	×	
A-② 指定文化財・登録文化財		
1 大崎八幡宮 本殿 石の間 拝殿 附 棟札 1 枚	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 大崎八幡宮長床	×	
3 陸奥国分寺薬師堂 附 厨子 1 基・棟札 1 枚	×	
4 東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石灯籠 34 基	×	
5 東北学院旧宣教師館	×	
6 陸奥国分寺跡	×	
7 陸奥国分尼寺跡	×	
8 林子平墓	×	
9 遠見塚古墳	×	
10 仙台城跡	×	
11 おくのほそ道の風景地	×	
17 白山神社本殿	×	
18 東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	×	
19 大崎八幡宮石鳥居	×	
20 亀岡八幡宮石鳥居 附 鳥居額	×	
21 宮城県知事公館正門 (旧仙台城門)	×	
22 陸奥国分寺薬師堂仁王門	×	
23 旧第四連隊兵舎	×	
24 大年寺惣門	×	
25 成覚寺山門 (旧浄眼院殿霊屋門)	×	
26 莊嚴寺山門	×	
27 輪王寺山門	×	
28 大満寺虚空蔵堂 附 厨子 1 基	×	
29 大願寺山門 (旧万寿院殿霊屋門)	×	
30 泰心院山門 (旧仙台藩藩校養賢堂正門)	×	
31 臨濟院地内弁財天堂並びに堂地	×	
32 愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札 3 枚	×	
33 毘沙門堂唐門	×	
34 旧姉齒家茶室 (残月亭) 附 扁額「残月亭」1 面	×	
35 三沢初子の墓など	×	
36 刀工本郷国包各代の墓所	×	
37 経ヶ峯伊達家墓所	×	
38 松森焔硝蔵跡	×	
42 荒巻配水池入口	×	
43 三居沢発電所	×	
44 庄子屋醤油店店舗及び住宅	×	
45 門間筆筒店主屋	×	
46 門間筆筒店板倉	×	
47 門間筆筒店稲荷社	×	
48 門間筆筒店指物工房	×	
49 門間筆筒店塗り工房	×	
50 大崎八幡宮社務所	×	
51 大崎八幡宮旧宮司宿舎	×	
52 大崎八幡宮神馬舎	×	
53 宮城野納豆製造所納豆及び納豆菌製造棟	×	
54 宮城野納豆製造所熟成棟	×	
55 宮城野納豆製造所石蔵及び豆小屋	×	
56 宮城野納豆製造所休憩室	×	
57 宮城野納豆製造所ボイラー室	×	
58 宮城野納豆製造所重炭小屋	×	

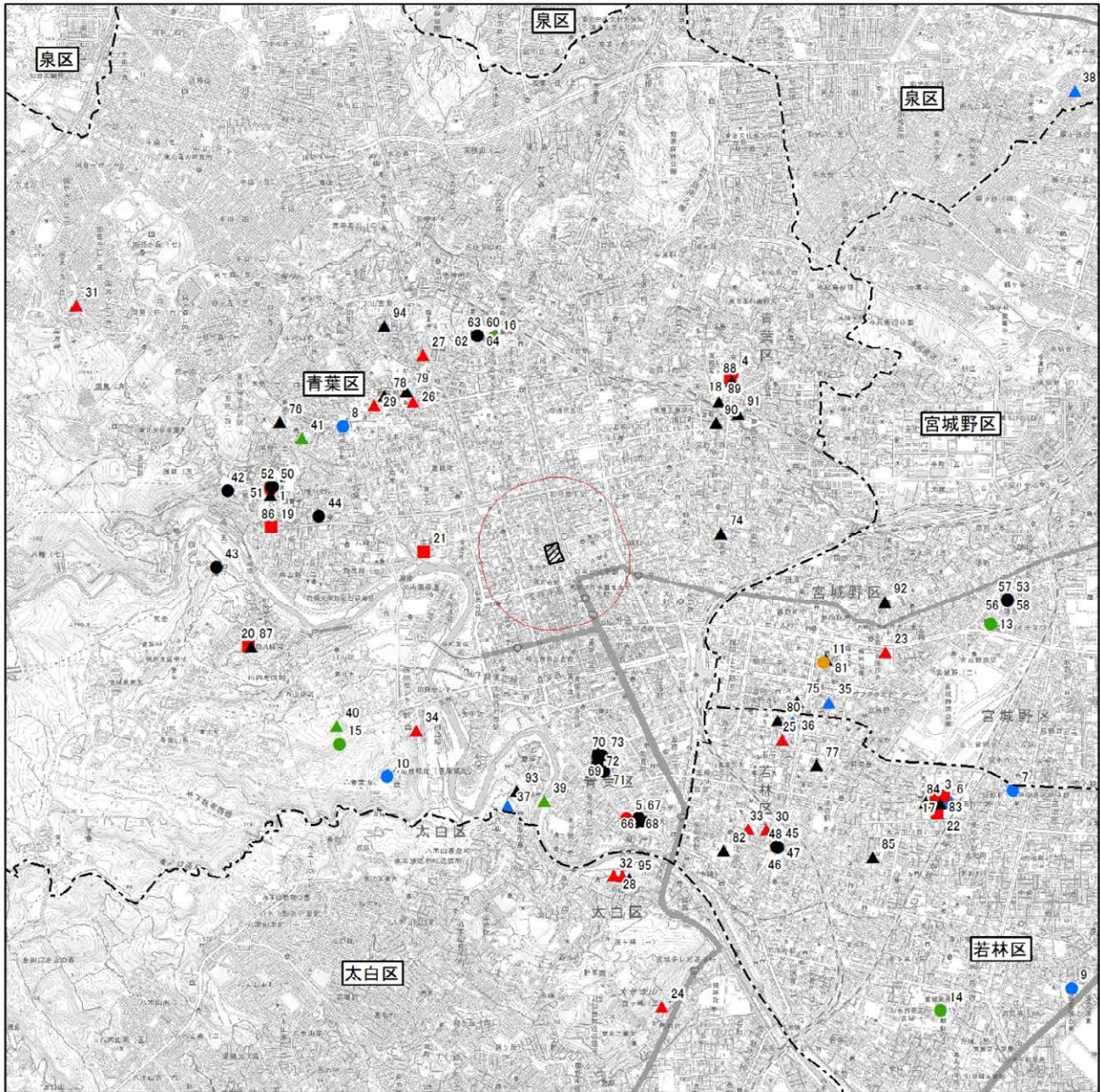
表 4-6 (2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
(自然との触れ合い性)		
A-② 指定文化財・登録文化財		
59 宮城野納豆製造所車庫	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
60 青葉神社本殿	×	
61 青葉神社中門及び祝詞舎	×	
62 青葉神社透塀	×	
63 青葉神社拝殿	×	
64 青葉神社神饌所及び伝供廊	×	
65 青葉神社旧愛姫社鞆堂	×	
66 東北学院大学本館 (旧東北学院専門部校舎)	×	
67 ラーハウザー記念東北学院礼拝堂	×	
68 東北学院大学大学院棟 (旧シュネーダー記念東北学院図)	×	
69 旧仙台医学専門学校博物・理化学教室 (東北大学本部棟)	×	
70 旧仙台医学専門学校六号教室 (東北大学魯迅の階段教室)	×	
71 旧第二高等学校書庫 (東北大学文化財収蔵庫)	×	
72 旧東北帝国大学附属図書館閲覧室 (東北大学史料館)	×	
73 旧東北帝国大学理学部化学教室棟 (東北大学本部棟1)	×	
74 安藤家住宅	×	
75 釈迦堂	×	
76 壽徳寺山門	×	
77 松音寺山門	×	
78 稱念寺本堂	×	
79 昌繁寺山門、観音堂	×	
80 正楽寺本堂、山門	×	
81 榴岡天満宮唐門	×	
82 仏眼寺本堂	×	
83 陸奥国分寺鐘楼	×	
84 陸奥国分寺准胝観音堂	×	
85 冷源寺山門	×	
86 大崎八幡宮石段	×	
87 亀岡八幡宮石段	×	
88 東照宮石段	×	
89 仙岳院本堂	×	
90 清浄光院本堂	×	
92 善入院観音堂	×	
93 瑞鳳寺高尾門	×	
94 北山羽黒神社境内社	×	
95 愛宕神社神門	×	

※表中の「A-①～②」は、表 4-2 の選定基準の番号に対応する。

※配慮区分

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない（選定しない）



凡例

計画地

計画地から500mの等距離線

区界

国指定, 記念物, 史跡

国指定, 記念物, 名勝

国指定, 記念物, 天然記念物

国指定, 有形文化財, 建造物

国登録, 有形文化財, 建造物

市指定, 記念物, 史跡

市指定, 記念物, 天然記念物

市指定, 有形文化財, 建造物

市登録, 有形文化財, 建造物



1:50,000

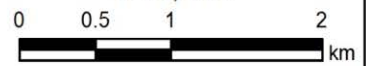


図4-1 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象

表 4-6 (3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/7)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (Bランク)			
(土地の安定性)			
砂防指定地 (B-①)	×	計画地には、これらの指定区域を含まないため、特に配慮を要しない。	
地すべり防止区域 (B-②)	×		
急傾斜崩壊危険区域 (B-③)	×		
土砂災害警戒区域・特別警戒区域 (B-④)	×		
(自然環境の保全性)			
鳥獣保護区特別保護地区 (B-⑤) 「仙台」 (県設)	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は事業により、動物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
(自然との触れ合い性)			
風致地区 (B-⑥)			
5 大崎八幡	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
6 北山	×		
7 台原	×		
8 安養寺	×		
9 八木山	×		
10 霊屋	×		
11 愛宕山	×		
12 大年寺	×		
特別緑地保全地区 (B-⑦) 「柞江」	×		
県立自然公園区域 (B-⑧)	×		調査範囲には存在しない
県自然環境保全地域 (B-⑨) 「太白山」	×		これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
緑地環境保全地域 (B-⑩) 「丸田沢」「権現森」	×		
広瀬川環境保全区域 (特別・第一種・第二種) (B-⑪)	×	計画地は、事業所等からの排水水に水質規制がある水質保全区域であるが、本事業では公共下水道を利用する計画であることから、特に配慮は要しない。	
広瀬川水質保全区域 (B-⑫)	×		
保存緑地、保存樹木、保存樹林 (B-⑬)			
保存緑地	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
保存樹木 (「県庁のひまらやすぎ」、「県庁のさんごじゅ」、「木町通小学校のいちよう」(2本))	△	計画地と一部の保存樹木(4本)との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以内にあることから、これらへの間接的な影響が懸念される。	
保存樹林 (「定禅寺通(ケヤキ街路樹)」、「勾当台公園(ヒマラヤシダ林)」、「勾当台通外記丁線、定禅寺通県庁前線(イチヨウ並木)」)	△	計画地と一部の保存樹林(3件)との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である500m以内にあることから、これらへの間接的な影響が懸念される	
埋蔵文化財包蔵地 (B-⑭)	×	埋蔵文化財包蔵地で直接改変するものはないことから、特に配慮は要しない。	
(生活環境の保全性)			
騒音に係る環境基準のAA類型 (B-⑯) 「特に静穏を要する地域」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により騒音への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。	

※表中の「B-①～⑤」は、表4-3の選定基準の番号に対応する。

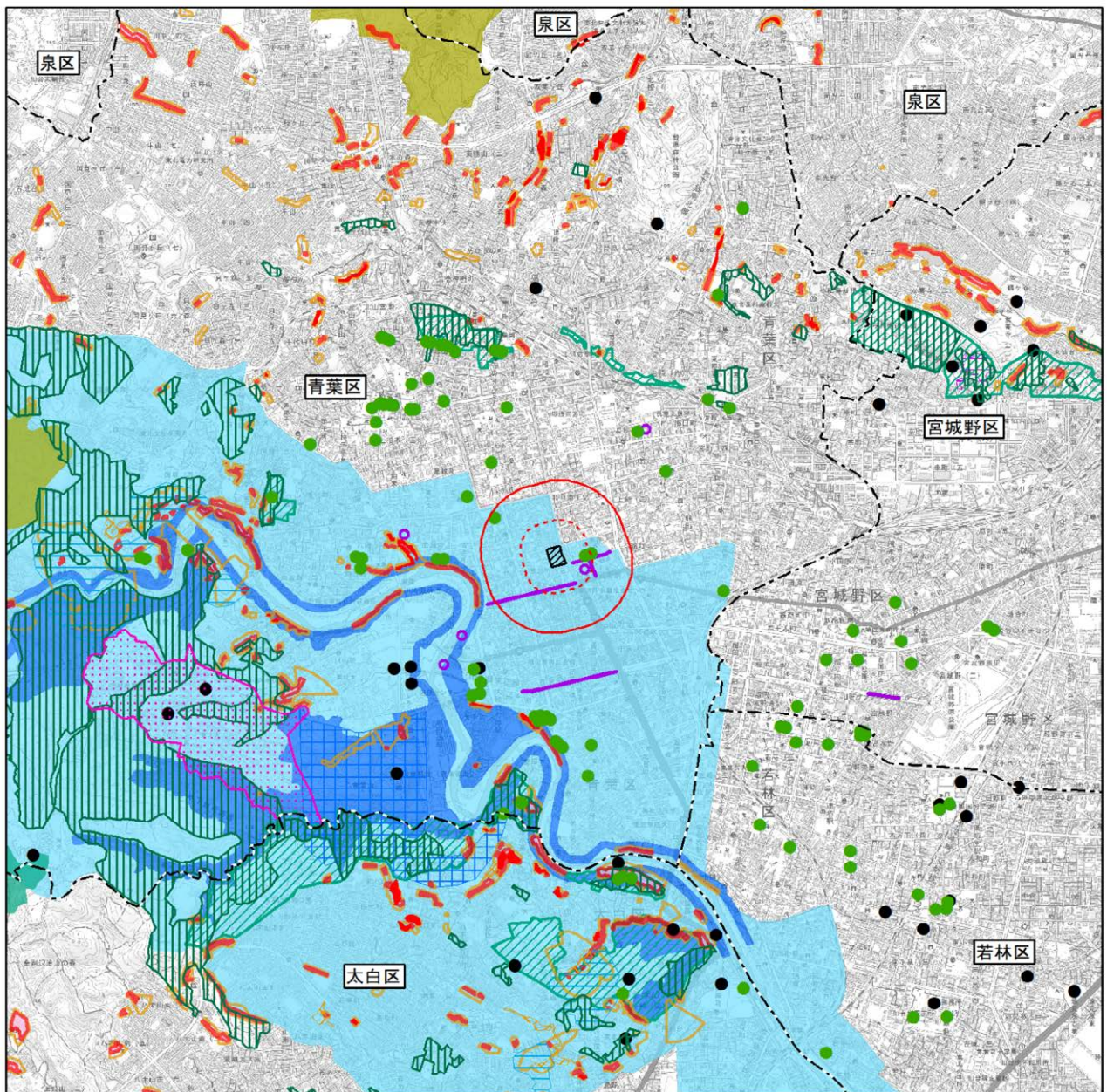
※配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)





凡例

- |                                                                                                       |                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地               |  自然環境保全地域              |
|  区界                |  緑地環境保全地域              |
|  計画地から200mの等距離線    |  広瀬川環境保全区域(特別・第一種・第二種) |
|  計画地から500mの等距離線    |  広瀬川水質保全区域             |
|  砂防指定地             |  保存樹木                  |
|  地すべり防止区域          |  保存樹林(点)               |
|  急傾斜地崩壊危険区域        |  保存樹林(線)               |
|  土砂災害特別警戒区域        |  保存緑地                  |
|  土砂災害警戒区域          |  埋蔵文化財包蔵地(遺跡)          |
|  鳥獣保護区の特別保護地区(県指定) |  騒音環境基準AA類型            |
|  風致地区              |                                                                                                           |
|  特別緑地保全地区          |                                                                                                           |

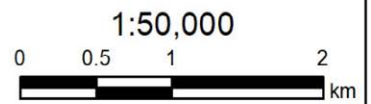


図4-2 事業の立地に相当程度の配慮を要する地域又は対象

表 4-6 (4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)		
(土地の安定性)		
災害の危険箇所 (急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流) (C-①)	×	計画地には、これらの危険箇所を含まないため、特に配慮を要しない。
(自然環境の保全性)		
注目すべき地形・地質 (C-②)		
1 青葉山丘陵と竜ノ口渓谷及びその下流部	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
3 長町・利府	×	
4 大年寺山	×	
5 鹿落坂	×	
6 虚空蔵淵	×	
7 古竜ノ口川	×	
8 広瀬川 (牛越橋上流～愛宕橋間)	×	本対象 (図示範囲) と計画地からの距離は、事業により地形・地質への影響が想定される範囲である 400m 以内であるが、実際の広瀬川の瀬からは 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
自然性の高い植生 (C-③)		
ヨシクラス	×	植生自然度 9 以上のこれらの植生は広瀬川沿いに見られ、これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
ヒルムシロクラス	×	
モミ-イヌブナ群集	×	
イヌシデ-アカシデ群落	×	
ケヤキ群落 (IV)	×	
ハンノキ群落 (IV)	×	
ヤナギ高木群落 (IV)	×	
ヤナギ低木群落 (IV)	×	
植物生育地として重要な地域 (C-④)		
1 東北大学植物園のモミ林	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 霊屋のスギ林	×	
3 佐保山のモミ・イヌブナ林	×	
4 鈎取山学術参考保護林周辺の林	×	
5 名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	×	
6 台原森林公園・真美沢公園の里地・里山植生	×	
7 与兵衛沼周辺の里地・里山植生	×	
8 茂ヶ崎・愛宕神社周辺の里地・里山植生	×	
9 竜ノ口渓谷の自然林	×	
10 榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	×	
11 八幡・国見・放山地区の緑地	×	
12 奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生	×	
13 丸田沢緑地 (水の森公園)	×	
14 葛岡墓園・荒巻の緑地	×	
宮城県レッドデータブックにおける調査群落 (C-⑤)		
1 佐保山のモミ・イヌブナ群落	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 霊屋のスギ植林	×	
3 東北大学大学院理学研究科附属植物園の植物群落	×	
4 丸田沢の植物群落	×	

表 4-6 (5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (Cランク)		
(自然環境の保全性)		
動物生息地として重要な地域 (C-⑥)		
1 竜ノ口溪谷	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により動物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 青葉山	×	
3 太白山・佐保山・鉤取国有林一帯	×	
4 広瀬川 (中～下流域)	×	
5 奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	×	
6 丸田沢緑地 (水の森公園)	×	
7 葛岡墓園・荒巻の緑地	×	
8 台原森林公園・真美沢公園	×	
9 与兵衛沼公園	×	
10 大年寺	×	
11 霊屋	×	
鳥獣保護区 (C-⑦) 「仙台」 (県設)	×	仙台市の市街地に一様に範囲指定されており、計画地周辺の動物の重要な生息地は、事業により動物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
(自然との触れ合い性)		
自然的景観資源 (C-⑧)		
1 宮城野通周辺	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により景観への影響が想定される範囲である800m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 苦竹のイチョウ	×	
4 新寺界限	×	
5 与兵衛沼・大堤公園周辺	×	
6 榴岡公園	×	
7 榴岡天満宮	×	
8 遠見塚小学校周辺	×	
9 広瀬川下流域	×	
11 若林区役所周辺	×	
12 仙前一高のサクラ	×	
13 薬師堂周辺	×	
14 とちのき公園	×	
16 貝ヶ森中央公園	×	
17 亀岡八幡宮	×	
18 宮城県美術館・仙台二高周辺	×	
21 広瀬川中流域	×	
22 三居沢	×	
24 小松島公園周辺	×	
25 水の森公園	×	
26 西公園	×	
27 青葉の森	×	
28 青葉山公園	×	
29 青葉通「ケヤキ並木」	×	
30 台原森林公園	×	
31 台原緑地	×	
32 大崎八幡宮	×	
34 東照宮周辺	×	
35 東北大学植物園	×	
36 東北大学川内キャンパス	×	
37 東北大学片平キャンパス	×	
39 北目町通「ユリノキ並木」	×	
41 良覚院丁公園 (緑水庵庭園)	×	
42 真美沢公園	×	
44 宮城県中央児童館周辺	×	

表 4-6 (6) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)		
(自然との触れ合い性)		
自然的景観資源 (C-⑧)		
45 金剛沢国有林	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により景観への影響が想定される範囲である 800m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
47 八木山本町周辺「ケヤキ並木」、金剛沢緑地境界	×	
48 野草園	×	
49 竜の口溪谷	×	
50 仙台市霊屋広瀬川面	×	
51 仙台市広瀬町・広瀬川崖	×	
52 竜の口溪谷	×	
15 愛宕上杉通「イチョウ並木」	△	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により景観への影響が想定される範囲である 800m 以内であり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
20 勾当台公園周辺	△	
23 勝山公園	△	
33 定禅寺通「ケヤキ並木」	△	
40 北六番丁公園 (六幽庵庭園)	△	
51 仙台市広瀬町・広瀬川崖	△	
歴史的景観資源 (C-⑨)		
3 三沢初子の墓など	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により景観への影響が想定される範囲である 800m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
4 新寺界限	×	
7 榴岡天満宮	×	
8 遠見塚小学校周辺	×	
10 三宝大荒神のイチョウ	×	
13 薬師堂周辺	×	
17 亀岡八幡宮	×	
19 経ヶ峯 (瑞鳳殿周辺)	×	
32 大崎八幡宮	×	
34 東照宮周辺	×	
38 北山界限	×	
43 愛宕山界限	×	
46 大年寺山	×	
50 仙台市霊屋広瀬川面	×	
51 仙台市広瀬町・広瀬川崖	×	
52 竜の口溪谷	×	
自然との触れ合いの場 (C-⑩)		
1 太白山 (県自然環境保全地域)	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2 丸田沢 (県緑地環境保全地域)	×	
3 権現森 (県緑地環境保全地域)	×	
4 栢江 (特別緑地保全地区)	×	
5 大崎八幡 (風致地区)	×	
6 北山 (風致地区)	×	
7 台原 (風致地区)	×	
8 安養寺 (風致地区)	×	
9 八木山 (風致地区)	×	
10 霊屋 (風致地区)	×	
11 愛宕山 (風致地区)	×	
12 大年寺 (風致地区)	×	

表 4-6 (7) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (7/7)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)		
(自然との触れ合い性)		
公園 (北勾当台公園)	△	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然とのふれあいへの影響が想定される範囲である 500m 以内であり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
公園 (春日町公園)	△	
公園 (勾当台公園)	△	
公園 (錦町公園)	△	
公園 (国分町三丁目北公園)	△	
公園 (上杉一丁目公園)	△	
公園 (外記丁通公園)	△	
公園 (北三番丁公園)	△	
公園 (元鍛冶丁公園)	△	
公園 (その他)	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
(生活の環境性)		
騒音に係る環境基準の A 類型 (C-⑪) 「専ら住居の用に供される地域」	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により騒音への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
河川・湖沼 (C-⑫)	×	これらの地域又は対象と計画地からの距離は、事業により水象への影響が想定される範囲である 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
水源地 (C-⑬)	×	
湧水 (C-⑭)	×	

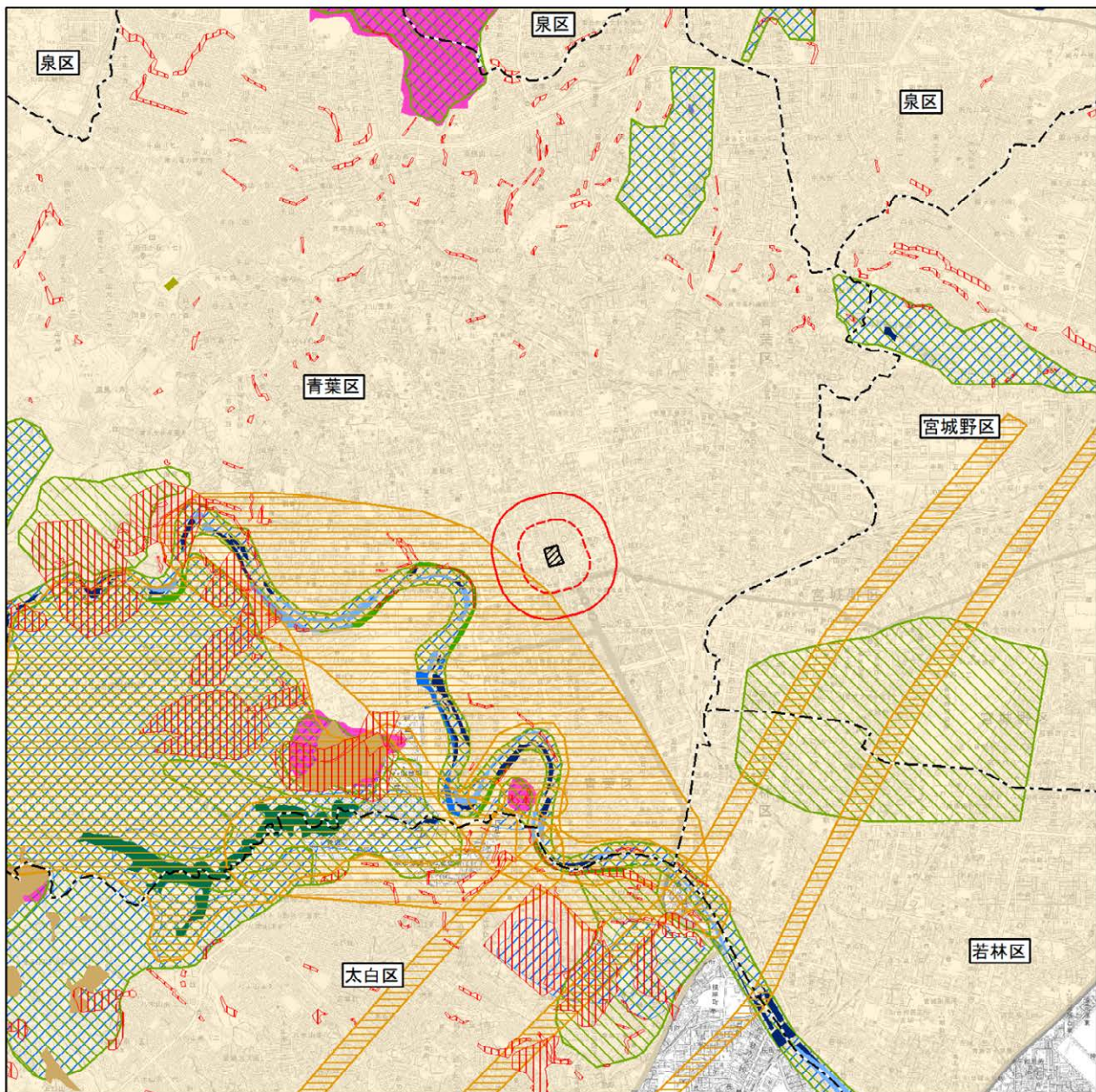
※表中の「C-①～⑬」は、表 4-4 の選定基準の番号に対応する。

※配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない (選定しない)



**凡例**

- |                                                                                                    |                                                                                                |                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地            | <b>植生自然度10</b>                                                                                 |  植物の重要な生育地 |
|  区界             |  ヨシクラス      |  希少な植物群落   |
|  計画地から200mの等距離線 |  ヒルムシロクラス   |  動物の重要な生息地 |
|  計画地から400mの等距離線 | <b>植生自然度9</b>                                                                                  |  県指定、鳥獣保護区 |
|  災害の危険箇所        |  モミーイヌブナ群集  |                                                                                               |
|  注目すべき地形・地質     |  イヌシデアカシデ群落 |                                                                                               |
|                                                                                                    |  ケヤキ群落(Ⅳ)   |                                                                                               |
|                                                                                                    |  ハンノキ群落(Ⅳ)  |                                                                                               |
|                                                                                                    |  ヤナギ高木群落(Ⅳ) |                                                                                               |
|                                                                                                    |  ヤナギ低木群落(Ⅳ) |                                                                                               |

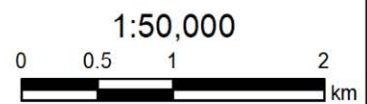
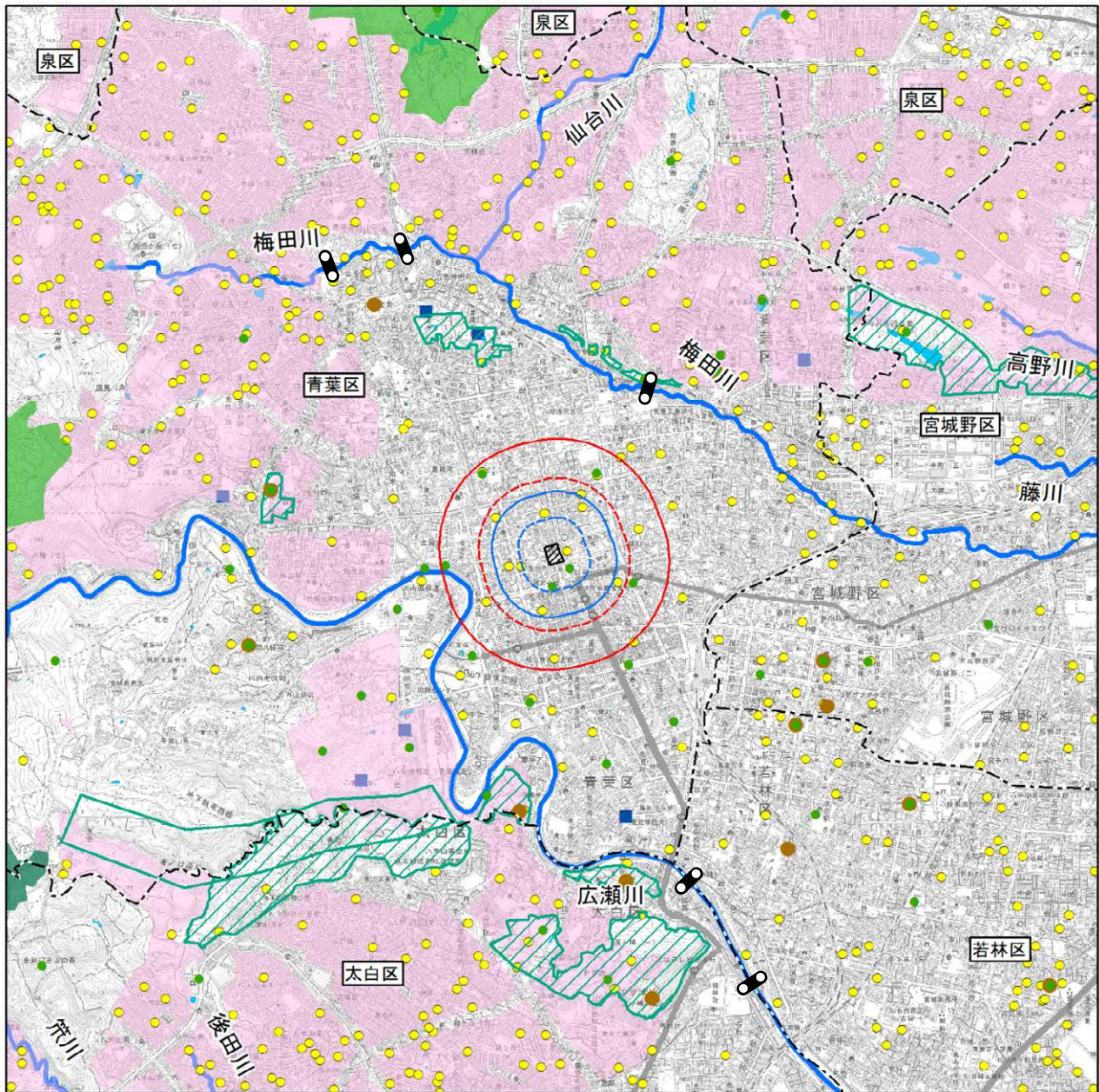

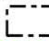


















図4-3 (1) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象



**凡例**

- |                                                                                                    |                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地            | <b>自然との触れ合いの場</b>                                                                             |
|  区界             |  県自然環境保全地域 |
|  計画地から200mの等距離線 |  緑地環境保全地域  |
|  計画地から400mの等距離線 |  風致地区      |
|  計画地から500mの等距離線 |  公園        |
|  計画地から800mの等距離線 | <b>生活的环境性</b>                                                                                 |
| <b>景観資源</b>                                                                                        |  騒音環境基準A類型 |
|  自然的景観資源        |  河川        |
|  自然的景観資源        |  湖沼・溜池等    |
|  歴史的景観資源        |  湧水        |
|                                                                                                    |  堰・頭首工     |

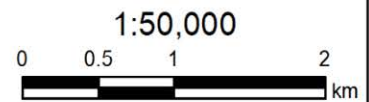


図 4-3 (2) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象

#### 4.3 「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち影響が懸念される地域又は対象

以上の選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域及び対象」は、表 4-7 及び図 4-4 に示すとおりであり、以下のものが挙げられる。

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)」

- ・保存樹木、保存樹林：「県庁のひまらやすぎ」「県庁のさんごじゅ」「木町通小学校のいちょう」「定禅寺通（ケヤキ街路樹）」「勾当台公園（ヒマラヤシーダ林）」「勾当台通外記丁線、定禅寺通県庁前線（イチョウ並木）」

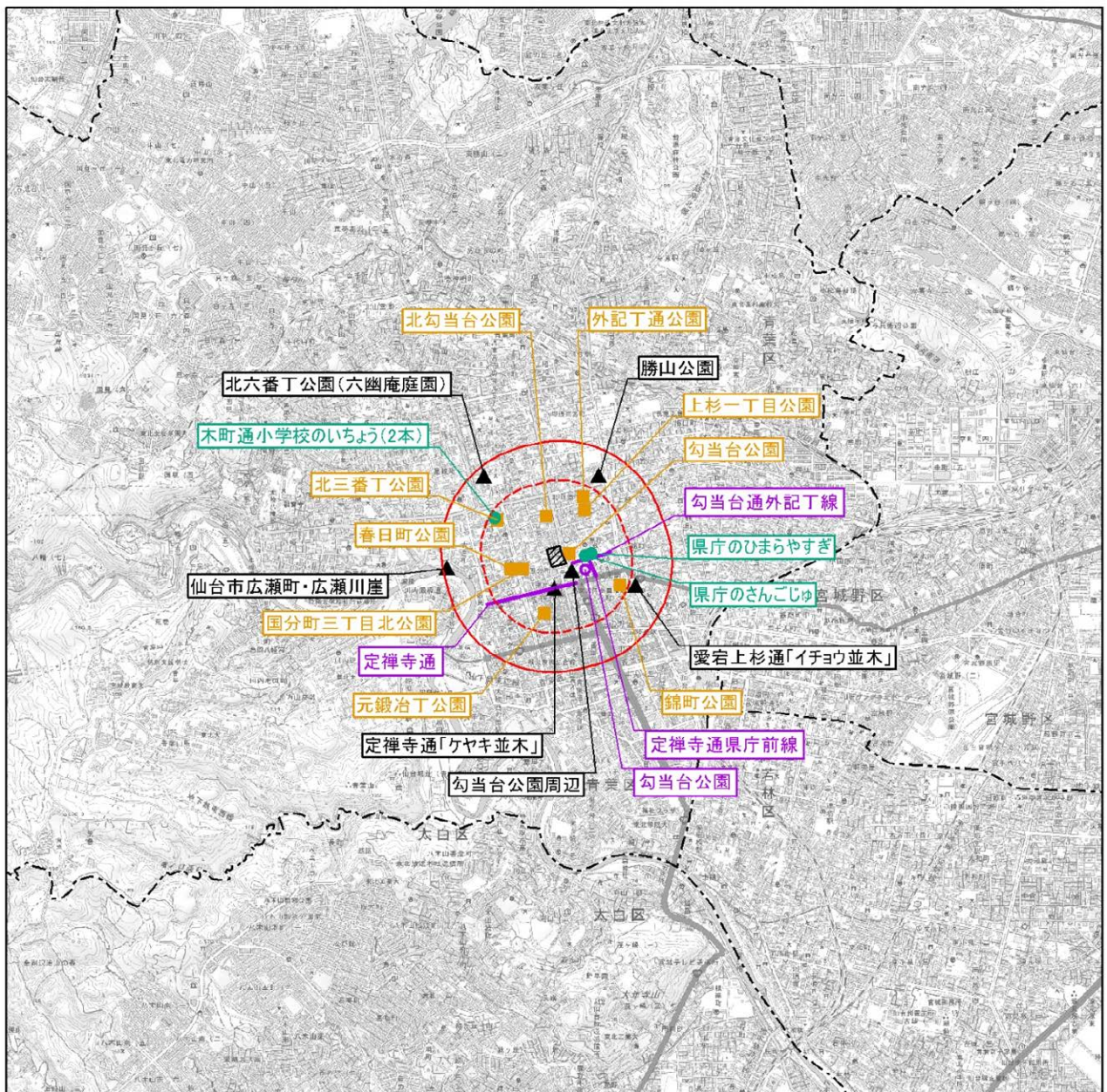
「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)」

- ・自然的景観資源：「愛宕上杉通「イチョウ並木」」「勾当台公園周辺」「勝山公園」「定禅寺通「ケヤキ並木」」「北六番丁公園（六幽庵庭園）」「仙台市広瀬町・広瀬川崖」
- ・自然との触れ合いの場：公園 8 箇所「北勾当台公園」「春日町公園」「勾当台公園」「錦町公園」「国分町三丁目北公園」「上杉一丁目公園」「外記丁通公園」「北三番丁公園」「元鍛冶丁公園」










表4-7 本事業の立地に際して保全等に配慮すべき地域又は対象のうち影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）		
B-⑬ 保存樹木、保存樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁のひまらやすぎ</li> <li>・県庁のさんごじゅ</li> <li>・木町通小学校のいちょう</li> <li>・定禅寺通（ケヤキ街路樹）</li> <li>・勾当台公園（ヒマラヤシーダ林）</li> <li>・勾当台通外記丁線、定禅寺通県庁前線（イチョウ並木）</li> </ul>	△
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（C ランク）		
C-⑧ 自然的景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛宕上杉通「イチョウ並木」</li> <li>・勾当台公園周辺</li> <li>・勝山公園</li> <li>・定禅寺通「ケヤキ並木」</li> <li>・北六番丁公園（六幽庵庭園）</li> <li>・仙台市広瀬町・広瀬川崖</li> </ul>	△
C-⑩ 自然との触れ合いの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勾当台公園</li> <li>・春日町公園</li> <li>・勾当台公園</li> <li>・錦町公園</li> <li>・国分町三丁目北公園</li> <li>・上杉一丁目公園</li> <li>・外記丁通公園</li> <li>・北三番丁公園</li> <li>・元鍛冶丁公園</li> </ul>	△





凡例

-  計画地
-  区界
-  計画地から500mの等距離線
-  計画地から800mの等距離線
-  保存樹木
-  保存樹林(点)
-  保存樹林(線)
-  景観資源
-  公園



1:50,000

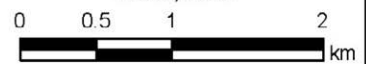


図4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象と計画地との位置関係

## 5 配慮すべき内容

「保全等に配慮すべき地域又は対象」と計画地との位置関係は、図 4-4 に示すとおりである。

事業実施にあたって、自然環境の保全・生活環境の保全の観点から配慮すべき事項又は環境保全対策等は、以下に示すとおりである。

### 5.1 水象

本事業は、現本庁舎敷地内に本庁舎の建替を行うものであり、水源、河川流・湖沼、海域、水辺環境に影響を及ぼす工事や施設の稼働は計画していない。

工事の実施に伴う濁水については、沈砂処理を行ってから公共下水道に排水する等、工事排水に関する工事計画の立案にあたって留意する。

### 5.2 地形・地質

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、注目すべき地形・地質の「広瀬川（牛越橋上流～愛宕橋間）」（広瀬川流域の典型的な瀬（瀬・淵の繰り返し））があるが、本事業は、現本庁舎敷地内に本庁舎の建替を行うものであり、水源、河川流・湖沼等に影響を及ぼす工事や施設の稼働は計画しておらず、計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な地形・地質はない。

また、地形分類図によると、計画地の一部は丘陵地の急斜面（谷密度 80 未満）となっているが、現状は整地され現本庁舎敷地となっている平坦な地形であり、急斜面として留意する必要はない。

### 5.3 植物

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然性の高い植生や植物生育地として重要な地域等は分布しておらず、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な植物の重要な生育地はない。ただし、周辺緑地との調和を図るため、植栽木の検討等、植栽計画の立案にあたって留意する。

### 5.4 動物

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、動物生息地として重要な地域は分布しておらず、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な動物の重要な生息地はない。ただし、隣接する勾当台公園等の緑地は、鳥類等が利用していることが考えられることから、植栽木の検討等、植栽計画の立案にあたって留意する。

### 5.5 景観

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然的景観資源の「勾当台公園周辺」や「定禅寺通「ケヤキ並木」」等がある。本事業の実施により、直接的な影響は想定されないが、眺望景観への影響が想定されるため、周辺の市街地景観との調和に留意する。

### 5.6 自然との触れ合いの場

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「県庁のひまらやすぎ」や「定

禅寺通（ケヤキ街路樹）」等の保存樹木、保存樹林が6件、自然との触れ合いの場である「勾当台公園」等の都市公園9箇所があり、自然との触れ合いの場の利用性に影響を及ぼすことが想定されるため、資材等の運搬や重機の稼働等、工事計画の立案にあたって留意する。

## 5.7 文化財

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は分布しておらず、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な文化財はない。

## 5.8 その他（大気質・騒音・振動）

計画地の都市計画法に基づく用途地域は商業地域であり、住居専用地域や住居地域ではないが、本事業の実施により、周辺的生活環境（大気質・騒音・振動）への影響が想定されるため、資材等の運搬や重機の稼働等、工事計画の立案にあたって留意する。